

無料・低額診療事業のご案内

無料・低額診療事業とは、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で医療利用を行うもので、社会福祉法に位置づけられている事業です。

医療福祉生活協同組合おおさかの**一部の事業所**では、社会福祉法にもとづく、生活に困り、医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の減額または免除を行う制度を、2013年1月から実施しております。

■**窓口** 受付・会計窓口、相談窓口など、ご遠慮なく申し出てください。

■**無料・低額診療事業の減免率について**

- (ア) 世帯所得が、生活扶助基準等の130%未満の方については総診療費のうち自己負担金の全額を免除します
- (イ) 世帯所得が、生活扶助基準等の130%以上150%未満の方については、総診療費の自己負担金の5割を免除します。ただし当該減免額が総診療費の1割に満たないときは総診療費の1割を減免します。

■**利用のご案内**

制度の適用の有無にかかわらず、まず必要な診療・治療を開始します。適用になるかどうか、ご心配になると思いますが、治療を受けて健康回復のスタートを切ることが大切ですので、安心して受診して下さい。

無料・低額診療の利用には、所定の申請書により、院長、所長への申請が必要です。患者様からの申し出があれば、職員が申請手続のお手伝いをさせていただきます。

無料・低額診療の適用については、相談員との面談をおこないます。基準に該当した場合には、無料・低額診療の利用が必要とされた場合には適用となります。適用とならない場合でも、医療費の支払いのほか、当面の生活などについて、一緒に打開の道をさがすように相談に応じています。

他の公的な制度の適用が可能な場合は、その手続をお勧めすることになります。

無料・低額診療は、生活が改善するまでの一定期間の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、一緒に生活を立て直していきましょう。

なお、無料・低額診療制度を申請する際に、収入状況が確認できる関係資料を提示していただく場合があります。

●**例えば、このような場合にご相談ください**

- ・病気や障害によって一時的に収入がなくなり、医療費を支払うことが困難になった。
- ・年金収入だけでは生活がままならず、医療費の支払いが難しい。
- ・ホームレスの人が健康を害して苦しんでいるのを発見した。
- ・「医療費が払えない」と、治療を受けず、家庭の中で苦しんでいる（悩んでいる）人から相談を受けた。

■ 無料・低額診療事業を行う施設の名称及び所在地

コープおおさか病院	大阪市鶴見区鶴見 3-6-22
東大阪病院	東大阪市長瀬町 1-7-7
あかがわ生協診療所	大阪市旭区生江 2-8-8
都島クリニック	大阪市都島区都島本通 3-17-10
淀川クリニック	大阪市都島区毛馬 4-4-6
淡路診療所	大阪市東淀川区西淡路 5-11-11
のえ生協診療所	大阪市城東区成育 4-29-5
蒲生厚生診療所	大阪市城東区蒲生 3-15-12
まった生協診療所	大阪市鶴見区横堤 3-6-7
今津生協診療所	大阪市鶴見区今津中 3-7-9
いまざと診療所	大阪市東成区大今里 1-23-12
うえに生協診療所	大阪市中央区玉造 1-8-7
田島診療所	大阪市生野区林寺 5-12-18
楠根診療所	東大阪市長瀬 2-7-8
生協加納診療所	東大阪市加納 3-5-1
八尾クリニック	八尾市八尾木 6-100
はなぞの生協診療所	東大阪市玉串西 1-4-40
協立診療所	大東市三箇 1丁目 3-8
コープおおさか病院歯科	大阪市鶴見区鶴見 3-6-22
せいきょう三丁目歯科	大阪市城東区蒲生 3-15-12
生協森の宮歯科	大阪市東成区中道 1-10-35
田島歯科	大阪市生野区林寺 5-12-18

*保険調剤薬局や他の医療機関での診療については対象となりません。